



教師に求められる力とは : 道德教育及びICT 活用の 変化に焦点を当てて

瀬川, 千裕
星川, 佳加

(Citation)

教育科学論集, 27:43-49

(Issue Date)

2024-03-31

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/0100489612>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100489612>



教師に求められる力とは

—道徳教育及び ICT 活用の変化に焦点を当てて—

The Consideration on the Capability which Teacher Should Have: Focusing on Changes of the Moral Education and the Use of Information and Communication Technology in School

瀬川 千裕*

Chihiro SEGAWA

(*人間発達環境学研究科・博士課程後期課程大学院生)

星川 佳加**

Yoshika HOSHIKAWA

(**人間発達環境学研究科・博士課程後期課程大学院生／大阪成蹊大学)

キーワード：教職 (Teaching Profession)、教育実践 (Educational Practice)、
初等中等教育 (Elementary and Secondary Education)、
道徳教育 (Moral Education)、ICT 活用 (the Use of Information and Communication Technology)

1. はじめに

(1) 問題の所在

本稿は、教師に求められる力について考究するものである。特に近年の教育改革のなかでも道徳の教科化及び ICT 活用に焦点をあて、教育課程や教育方法が大きく変化する時期において教師に求められる力、或いは、これらが大きく変化する時期であっても普遍的に教師に求められる力とは何であるかという視点で考察を行う。その際、実際の教育現場の状況を検討の対象とする。

今日、日本の学校教育においては『令和の日本型学校教育』を担う教師が求められるとされている¹。その「教師」に求められる資質能力は、「①教職に必要な素養」、「②学習指導」、「③生徒指導」、「④特別な配慮や支援を必要とする子供への対応」、「⑤ICT や情報・教育データの利活用」の 5 つとして整理されている²。

ここにおける「令和の日本型学校教育」とは 2021 (令和 3) 年の中央教育審議会 (以下中教審) 答申で掲げられたものである。「学校が学習指導のみならず、生徒指導の面でも主要な役割を担い、児童生徒の状況を総合的に把握して教師が指導を行うことで、子供たちの知・徳・体を一体で育む『日本型学校教育』を、「教育振興基本計画の理念 (自立・協働・創造) の継承」、「学校における働き方改革の推進」、「GIGA スクール構想の実現」、「新学習指導要領の着実な実施」等の「必要な改革」によって「発展」させることで、実現するものであるとされている³。

そこで近年の教育改革を確認すると、2006 年に教育基本法が全面改訂され、それ以降学習指導要領は小学校・中学校共に、2008 (平成 20) 年改訂、2015 (平成 27) 年一部改正、2017 (平成 29) 年改訂という経過をたどっている。現行の学習指導要領は 2017 年に改訂されたものである。

道徳教育については、2015 年の一部改正の際に教育課程上「特別の教科 道徳」として位置づけられ、「学校のエデュケーション全体を通じて行うという道徳教育の基本的な考え方を今後も引き継ぐ」⁴だけでなく、「適切な教材を用いて確実に指導を行い、指導の結果を明らかにしてその質的な向上を図ること」⁵が求められるようになった。

また ICT の活用については、2017 年版の学習指導要領において児童生徒の「情報活用能力」が「学習の基盤となる資質・能力」として位置づけられた。この能力は科目等横断的に、かつ学年や学校階梯を縦断して育成するものとされている⁶。

その後、2023 (令和 5) 年 6 月 16 日には第 4 期 (令和 5 年度～令和 9 年度) 教育振興基本計画が閣議決定された。この計画においては、「持続可能な社会の創り手の育成」と「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」というコンセプトのもと、「5 つの基本的な方針」と、「16 の目標と基本施策、指標」が掲げられた。その目標のなかには、「道徳教育の推進」を基本施策例に含む「豊かな心の育成」(目標 2)、「1 人 1 台端末の活用」「児童生徒の情報活用能力の育成」を基本施策例に含む「教育 DX の推進・デジタル人材の育成」(目標 11) 等が含まれている⁷。

こうした学習指導要領の変遷や直近の教育振興基本計画の内容、さらに現代の教師が担うべきであるとされる「令和の日本型学校教育」がこれらの「改革」によって実現するものとされていることをふまえると、現代の教師に求められる力について考察するうえで、道徳教育や ICT の活用に着目する必要があることがわかる⁸。こうした状況にあって、学校教育の現場では道徳教育や ICT の活用に関する様々な新しい試みがなされている⁹。教育改革の進行する今、これらの事例や研究から学ぶべきことは多い。

しかしながら、教師に求められる力をより細やかに捉えるた

めには、新しい取り組みだけに焦点をあてるのではなく、現行の学習指導要領実施前、とりわけ移行期間の状況について検討することが有効ではないか。そこで本稿では2017年に改訂された学習指導要領が実施される直前の教師の取り組みに着目する。

《以上、星川が分担執筆》

(2) 方法と目的

筆者は2017年4月・2020年3月までの3年間、S小学校に勤務していた。初任者としてS小学校に着任し、1年目は第3学年の担任を、2年目は専科（第3・6学年の図画工作科、第5・6学年の家庭科）を、3年目は専科（第3・5学年の図画工作科、第5・6学年の家庭科、第1学年支援）を担当した（【表1】参照）。

【表1】経歴

年度	担当	中心となる教育実践
1年目(2017年度)	第3学年担任	道徳教育
2年目(2018年度)	専科(図画工作科・家庭科)	ICT活用
3年目(2019年度)	専科(図画工作科・家庭科) 第1学年支援	ICT活用

<筆者が作成。>

筆者が着任した2017年は学習指導要領が改訂（公表）された年である。筆者は採用前の2年間大学院（修士課程）で教育方法学（教育課程論）の研究をしていたため、学習指導要領改訂の背景や経緯について学んでいた。しかし、2017年に着任し、2020年に退職するまでの3年間は学習指導要領の移行期間であり、2017年版学習指導要領を参照しつつ、2008年版学習指導要領にもとづいた指導をおこなうこととなった。私が退職した2020年度より、S小学校でも2017年版学習指導要領にもとづいた指導が開始されたようである。ただ、前年度の2019年度より、学習指導要領の移行に向けた取り組みが進められていた。現行の学習指導要領に関する研修が増えたり、2020年度より使用される教科書や教材を自由に閲覧することができたりした。

本稿では、2017年に学習指導要領が改訂（公表）され、2020年の学習指導要領の全面実施に至るまでの移行期間に、筆者が実践した道徳教育とICTの活用について整理する。移行期間における道徳の教科化やICTの活用の状況を明らかにしたいと思う。

2. 道徳教育に関する状況

(1) 道徳教育をめぐる環境

2017年当時、S小学校では「道徳の時間」は週1時間であった。筆者が担任した第3学年の学級の時間割では毎週火曜日の5限目が「道徳の時間」であった。S小学校では、学級担任の裁量により、比較的自由に時間割が組めた。初任者として着任した

筆者は、筆者の指導教員である学年主任の助言を受け、火曜日の5限目に「道徳の時間」を設定した。火曜日の5限目に学年の共通の取り組みをおこなうことが多かったことから、時間割上は「道徳の時間」ではなく、「学級活動」や「総合的な学習の時間」とし、道徳教育に関する指導をおこなうことがあった。そのため、毎週「道徳の時間」を設定し、道徳に特化した指導を行っていたわけではなかった。

ただ、道徳の年間指導計画は作成されており、年間指導計画を参照しつつ、「学級活動」や「総合的な学習の時間」や各教科の授業を進めていた（【表2】参照）。

【表2】第3学年 道徳年間指導計画（抜粋）

学期	月		資料名	指導内容
I	4	1	まほうのじゅもん	1- (1) 自主・自立
		2	しらん子	2- (3) 信頼・友情
		3	ごめんね	1- (4) 明朗
	5	4	しつれいおばさん	2- (1) 礼儀
		5	親子新聞が私の宝物	4- (3) 家庭愛
		6	へんとうせんのと き	2- (4) 尊敬・感謝
	6	7	いしよくごて	1- (1) 自主・自立
		8	かめのおうだん	3- (2) 動植物愛 護・自然愛
		9	光の星	3- (3) 敬けん
	7	10	お父さんからの手 紙	3- (1) 生命尊重
		11	ぼくをうごかすコ ントローラー	1- (1) 節度・節制
		12	公園の自転車	4- (1) 公德心
II	9	13	中国から友だちが 来た	2- (3) 信頼・友情
		14	一本のくすのき	4- (4) 愛校心
		15	「たら」、「れび」イ エローカード	1- (1) 自主・自立
		16	まさ子さんの一言	1- (3) 勇気
	10	17	みんなのわき水	4- (1) 公德心
		18	木の中にバットが 見える	4- (2) 勤労・奉仕
		19	ありがとう「オモ テ」	3- (1) 生命尊重
		20	妹が生まれた	4- (3) 家庭愛
	11	21	ももちゃんとノン	3- (2) 動植物愛 護・自然愛
		22	まじガラスと魚	1- (4) 正直・誠実
		23	ぐみの木と小鳥	2- (2) 思いやり・ 親切
		24	がんばれ友ちゃん	1- (2) 不とう不

				屈
	12	25	火の用心	4- (5) 郷土愛
		26	お母さんはヘルパー	2- (4) 尊敬・感謝
Ⅲ	1	27	もちつき大会	4- (5) 郷土愛
		28	マラソン大会	2- (3) 信頼・友情
		29	食べすぎこんきち	1- (1) 節度・節制
	2	30	れいぎ正しい人	2- (1) 礼儀
		31	もどらない本	4- (1) 規則の尊重
		32	お母さんの「ふふ」	1- (5) 個性の尊重
		33	公園のそうじ	4- (2) 勤労・奉仕
	3	34	ふろしき	4- (6) 愛国心・国際理解
		35	ジョージ＝スチーブンソン	1- (2) 不とう不屈

<S 小学校で配布された「第3学年 道徳年間指導計画」をもとに筆者が作成。>

2017 年当時、道徳は教科ではなく教育課程上の領域であったため、教科書は存在しなかった。「道徳の時間」の教材として、奈良県人権教育研究会が発行している人権教育テキスト『なかま』と同研究会発行の人権学習資料集『なかまとともに』があった。『なかま』は筆者が小学生の頃（15 年程前、2000 年前後）からあり、内容も大幅に変更されていなかったと記憶している。『なかま』は各学級に設置（ケースに保管）されており、「道徳の時間」に子どもに貸し出す。『なかまとともに』は各学年に設置（ケースに保管）されており、各学年 1 組が保管していた。学校図書館教育推進担当であった筆者が全学級の『なかま』と『なかまとともに』を管理していた。基本的に子どもたちは『なかま』や『なかまとともに』を自主的に読むことはなかった。例外的に、朝の読書の時間（読書タイム）で本を忘れたときは『なかま』や『なかまとともに』を読んでいた。



【図1】教材『なかま』

< 出所：奈良県人権教育研究会ホームページ
http://www.nazinkyo.com/books/nakama/books_nakama_lineup.html (2024 年 1 月 29 日閲覧。) >

(2) 道徳教育の実践

第3 学年の1 年間で「道徳の時間」に道徳教育をおこなったのは数回である。このうち1 回は、全校共通の土曜参観（保護者を対象とした授業の参観）でおこなった。「道徳の時間」に教材を使って道徳教育をおこなうことは少なく、道徳教育自体は日々の教育の中でおこなっていた。

「道徳の時間」に道徳教育をおこなうのが少なくなった要因として、①授業時間数の不足、②学年行事の充実（多さ）がある。①授業時間数の不足として、初任者ということもあり、授業が思うように進まないこともあった。たとえば、8 時間で終わるはずの単元に 10 時間使うこともあった。授業（学習）の進度を学年で合わせていたため、一定期間内にその単元を終らせなくてはならなかった。そのため、「道徳の時間」を国語や算数に変更することがあった。②学年行事の充実（多さ）として、学年集会や学年遊び、社会見学等、年間を通してさまざまな学年行事があった。学年集会や学年遊びは月 1 回程度、社会見学は年 5 ～ 6 回あった。年 5 ～ 6 回の社会見学に行くためには、社会見学の時間を除いて、10 時間以上の授業時数を確保する必要があった。バスの座席やグループ決め、ルートの確認、しおりの作成、事前学習等、社会見学を実施するにあたって、前もっておこなっておくことが多かった。「総合的な学習の時間」や学活の時間を活用しながら、社会見学の準備を進めていくが、「総合的な学習の時間」と学活は週 2 ～ 3 時間しかないため、週 2 ～ 3 時間で社会見学の準備をすべて終らせることは難しい。社会見学の準備の時間として「道徳の時間」を充てることになる。

以上の、①授業時間の不足、②学年行事の充実（多さ）の理由により、「道徳の時間」に道徳教育をおこなうことが困難となっていた。授業時間数の調整をうまくおこなえば、「道徳の時間」に道徳教育をおこなうことは可能であったであろうが、初任者の私にそこまでの力量はなかった。初任者の筆者には時間割通りに進めていくことが精いっぱいであり、「道徳の時間」が国語や算数に切り替わっても、あるいは「道徳の時間」としてカウントしつつも異なる内容（「学活」や「総合的な学習の時間」）をおこなったとしても、「道徳の時間」を改めて確保することはできなかった。

しかしながら、「道徳の時間」に道徳教育を十分におこなえなかったからといって、道徳教育をしていないわけではない。道徳教育は「学校教育活動全体を通じて行う」ものであり、学級運営において道徳教育をおこなっている。たとえば、第3 学年の社会科は地域学習である。第3 学年の地域学習は、校区探検に始まり、地域（市）の産業（生産・販売）を学習する。校区探検や地域の産業の学習を通して地域のよさに気づくことで愛校心や郷土愛を培うことができる。S 小学校は地域の人々との関わりも強く、地域の人々に大切にされてきた学校である。（たとえば、地域のチューリップ畑の見学を提案してくださる。しいたけ狩りに誘ってくださる。学校の近くに畑がある。）筆者は、地域の人々に大切にされてきた学校の姿を知ること、子どもたちに愛校心を培うことができると考え、地域の人々とは実際に会って話を聞く機会を多く設定した。また、地域の産業は、茶釜作りとかき

もち作りであり、どちらも全国的にも有名である。茶釜の全国的シェアの状況やかきもちの広告を見せながら、地域の産業のよさに気づかせる学習を展開した。

このほか、S小学校は市の中で外国籍の子どもの在籍率が高かった。(近隣の外国籍の子どもの受け入れ校であった。)そのため、各学年に2名以上、外国籍の子どもがいた。外国籍の子どもに対して理解のある子どもが多かったが、なかには、外国籍の子どもの配った給食を嫌がる子どももいた。その子どもにだけ指導するよりも、学級全体で取り上げたほうがよいと思い、異文化理解の話や特定のクラスメイトを嫌がる・避けるような行動はいじめである(このとき外国籍の子どもは周りのクラスメイトの反応に気づいておらず、いじめとは断定できない状況であった。)との話をしたりした。

(3) まとめ

2017年当時、筆者には「道徳の時間」に道徳教育をおこなっていくことは難しい状況にあった。授業時数と教育内容の不釣り合い——授業時数に対して教育内容が多い——により、「道徳の時間」を確保することは困難であった。学年行事の縛りや学習進度の遅れが「道徳の時間」を削ることに繋がった。教材もケースに入れられており、使用しにくい状況であった。「特別の教科」化以前の道徳は、「総合的な学習の時間」同様、授業の遅れを調整する時間であった。

ただし、時間割上、「道徳の時間」が設定されておらず、教材を使用している授業がおこなわれていないからといって道徳教育をおこなっていないわけではない。各教科や学校生活において道徳教育に結びつく内容や出来事はたくさん存在する。各教科の内容や学校生活での出来事にある道徳的な事柄を引き出し、道徳的な事柄を指導していくことで道徳教育をおこなうことは十分に可能であると考え。ただし、各教科の内容や学校生活において道徳的な事柄を引き出す場合、①各教科の内容を心情に落とし込まないこと＝教科内容と道徳的な事柄を区別する、②学校生活での出来事を直接的に道徳的な事柄として取り上げないこと、③各教科の内容や学校生活での出来事にある道徳的な事柄を抽出して意識的に扱うこと、に留意する必要があると考える。

近年、道徳の教科化により、「道徳の時間」を確実に確保し、教科書やワークブックを使用して指導することが求められている。しかし、教科書やワークブックを使用し、毎週「道徳の時間」を確保するだけで子どもに道徳心を培うことができるのだろうか。1947年版、1951年版、1958年版の学習指導要領における道徳教育の扱いにも立ち戻りながら、道徳教育のありかたを考えていく必要があると思う。

3. ICTの活用に関する状況

(1) ICTの活用をめぐる環境

初任者として着任してから3年目の2019年に5台のタブレットが市より配布された。ただ、私は退職する2020年までの1

年間、1度もタブレットを使用していない。タブレットは職員室の棚に保管されていたが、最初の頃、使用するには棚の鍵を開けなければならなかった。また、教頭の後ろ、職員室前方の連絡掲示板に使用者の氏名(あるいはクラス)を記入する必要があったように思う。タブレットは特別支援学級で使用する事が多く、貸出中のことが多い。(特別支援学級の子どもはタブレットで学習を進めていたようである。)日々時間に追われる教師にとって、手間のかかることは避けたい。棚の鍵を開けて、掲示板に記入すればタブレットを持ち出すことは可能であるが、それが手間であった。

各学級には1台ずつパソコンが配布されており、LANケーブルを使用すれば、教室内でインターネットを使用することができた。しかし、パソコンの性能の問題もあり、パソコンを起動して使用するまでに3分程度の時間がかかった。そのため、パソコンを使用するには休み時間からセッティングしておかなければならない。授業中にすぐに使用することは難しい。配線の問題で使用箇所も教室前方の教師用机の上に限られる。教室前方、真ん中にある教卓には届かなかった。パソコンを使用する頻度は極めて少なかったように思う。

特別教室を除く各教室には電子黒板(大型TVモニター)が設置されており、映像(ビデオ/DVD)を再生したり、パワーポイントの画面を映したり、デジタル教科書を映したりしていた。電子黒板は反射しやすく、反射して見えにくい角度があり、座席を移動させることもあった。また、電子黒板の配置角度により、画面自体が見えない座席もあった。そのため、私はプロジェクターを使用することも多かった。

書画カメラは低学年の学級に配布されていた。第3学年以降は、書画カメラは1組に配布され、必要なときは1組から借りるシステムとなっていた。第3学年の子どもには書画カメラが必要な場面が多かったため、私は2組を担当していたが、1組から借り、書画カメラを常時教室に設置していた。

このように、タブレットは2019年に導入され、全校で5台しかなかった。パソコン、電子黒板は、私が初任者として着任した当時(2017年)から各学級に配布されていた。書画カメラは着任当時(2017年)から第1・2学年の全学級、3学年以降は1組に配布されていた。

しかし、特別教室にはパソコンも電子黒板も書画カメラも設置されていなかった。2018年、私は専科教員(図画工作科/家庭科)を担当することになったため、特別教室へのパソコン、電子黒板、書画カメラの設置をICT担当教員にお願いした。ICT担当教師はパソコンと書画カメラの保管場所を教えてください、自らで取りに行き、図工室と家庭科室に設置した。電子黒板はあまりがなく、家庭科室にしか設置できなかった。代わりに、図工室には黒板に貼るタイプのマグネット式のスクリーンを設置した。スクリーンだけでなく、パソコンも書画カメラもパソコン室後方の棚に保管されており、自由に持ち出せるようになっていた。2019年に導入されたタブレットのみが厳重に保管・管理されていた。

(2) 図画工作科での ICT の活用

図画工作科においてはおもにパソコンと書画カメラを活用した。パソコンを常時インターネットに接続できるようにし、作品づくりのアイデアを検索するものとして使用した。作品づくりのアイデアが浮かばない子どもはインターネットを使用し、アイデアのもとを検索していた。検索結果を印刷したいという子どももあり、印刷して子どもに渡していた。(プリンターは職員室にしかなく、職員室に行き、自分のパソコンを操作し、印刷をしていた。そのため、印刷できる時間を決めていた。)パソコンやインターネットで遊ぶ子どもはおらず、検索するとすぐに自席に戻っていた。書画カメラは作品の作り方を説明する際に用いていた。ただ、書画カメラの映像をスクリーンに映していたため、書画カメラの映像が鮮明には映らず、見えにくいという子どももいた。書画カメラに手元を映しながらも、書画カメラの周りに子どもを座らせて手元を見せることもあった。

(3) 家庭科での ICT の活用

家庭科においてはおもに書画カメラ、電子黒板、パソコンを活用した。書画カメラは、図画工作科と同様、手元を映すのに使用した。家庭科室には電子黒板が設置されていたため、書画カメラの映像を電子黒板に写していた。書画カメラの映像はスクリーンに映すよりも電子黒板に映すほうが見やすかった。また、パワーポイントの映像を電子黒板に写していた。家庭科室の黒板はノートに写す内容やワークシートを拡大したものを貼ることが多く、すぐにいっぱいになってしまう。そこで、ノートに書く必要はないが、必要な内容についてパワーポイントにまとめ、電子黒板に写していた。また、作品の作り方を説明したいとき、パワーポイントを用いると必要な部分を強調できるため、パワーポイントを作成し、電子黒板に写していた。

このパワーポイントは、かなり簡単なものであるが、子どもにとっては、視覚的な手助けとなり有効であった(資料①:本稿末尾に掲載)。ICT 活用というレベルにはいたっていないかもしれないが、こうしたところからは始める必要があった。

このほか、家庭科ではデジタル教科書や映像を使用し、電子黒板を使用する頻度は多かったと記憶している。ただ、家庭科室は広いので、電子黒板が小さく見え、やや見えにくいとの子どもの意見もあった。

(4) まとめ

2018・2019 年当時、GIGA スクール構想(1人1台のタブレット端末、校内のネットワーク環境の整備)が十分ではなかった頃、ICT 活用を進める環境は整っていなかった。タブレットを教室に持ち込む手続きが面倒であったり、特別教室には ICT 機器が備え付けられていなかったりした。

ICT 活用自体は、2018 年以前より、多くの研究・実践が蓄積されてきている。ICT 機器を活用することで子どもの理解は深まる。子どもの理解が深まるからこそ、私も図画工作科や家庭科において ICT 機器を大いに活用した。

しかし、ICT 機器を使わなければならないから使う、という

ことは避けたいと考えた。ICT 機器が導入された背景も踏まえ、ICT 機器が代替できる教育技術を考える必要がある。ICT 機器は学校現場の要求のもとに導入されたのではないと思われる。ICT 機器を濫用せず、ICT 機器でしかできない学習を考え、そのうえで ICT 機器を活用することが重要であると考えた。ICT 機器は単なる 1 教具であるということを念頭に、ICT 機器の活用場面を大幅に増やすことは避けなければならないと考えている。

《以上、瀬川が分担執筆》

5. おわりに

ここまで、現行の学習指導要領が実施される直前の教育現場の状況を検討することで、教師に求められる力とは何かについて考察を行う手掛かりを得てきた。特に、近年の教育改革の中でも現場に多大な影響を与えたと考えられる道徳教育と ICT 活用に焦点をあててきた。

まず道徳教育に関しては、これを総合的に捉え子どもの実態に即しながら柔軟に展開する力が、教師に求められるのではないかと考えられる。

本稿で描かれている現場の状況から、例えば社会科等の教科の指導を通して、あるいは給食の時間の指導を通して、道徳教育が意識的に行われていたことがわかる。また、時間割上の「道徳の時間」を活用して学年集会や学年遊び、社会見学の準備が行われていた点にも、道徳教育を総合的に捉え子どもたちの姿にあわせて展開しようとする教育的な意図を読み取ることができる。学年での取り組みにおいてクラスの枠組みを越え多様な人と関わり合うことで、子どもたちは様々な道徳的価値観について学ぶことができたのではないかと考えられる。また、社会見学の準備等グループでの活動においては、お互いに異なる意見を伝え合い共に取り組みを進める必要が生じる。こうした活動において子どもは、周囲の子どもたちや教師の力も借りながら、経験的に道徳的な判断等を身につけることができるのではないかと考えられる。

2015 年の学習指導要領一部改正によって「特別の教科 道徳」が設置されることで、確かに「道徳」の教育課程上の位置づけには大きな変化があった。これに伴い道徳教育に際しては「適切な教材を用いて確実に指導を行い、指導の結果を明らかにしてその質的な向上を図ること」が求められるようになった。しかしながら現行の学習指導要領にもある通り、道徳教育とは「学校の教育活動全体を通じて行う」ものである。教師は「特別の教科 道徳」だけで子どもたちに対する道徳教育を行うのではなく、本稿で描かれていたように、より広い視野をもって道徳教育に取り組む必要がある。教師は、日々の子どもたちの姿を細やかに捉えることのできる立場にあるからこそ、今この子どもたちにとって必要な道徳教育とは何かを考え、「道徳」以外の教科や学級での生活、学年での取り組みなどのなかで、子どもたちが実感を伴いながら道徳について学ぶ機会を構想し、総合的に道徳教育を展開する力を有することが求められる。

次にICT活用に関して教師に求められる力として、GIGAスクール構想が進められる現代においては、まずもって教師自身がICTを活用する力、子どものICT活用を指導する力が挙げられるであろう。しかし本稿に描かれている教育現場の様子から、ICTを含め教具を適切に選択し活用する力こそが求められるのではないかと考えられる。

例えば、図画工作の授業においては、子どもたちが作品づくりのアイデアを検索する際にパソコンが有効に活用されていた。また、家庭科では授業内容を事前にスライドにまとめ電子黒板で示す方法が、授業をスムーズに展開するうえで有効であったことがわかる。指導者用デジタル教科書も活用されていたようである。一方で、投影される映像が不鮮明であったり、電子黒板の大きさが教室の広さに対して十分でなかったりと、機器の活用が子どもたちの学習にとって必ずしも効果的ではない場面もあった。また新しく支給されたICT機器であっても手間や時間がかかるために十分に活用できない、色々な場面で必要とされる機材の数が足りない等の現場の様子も描かれていた。こうした状況で教師に求められるのは、授業の内容や教室の環境、子どもたちの姿を総合的に考えながら、最適な教具を選択することである。

1人1台端末の整備が進み、指導者用デジタル教科書だけでなく学習者用デジタル教科書の活用についても準備が進められるなかで、今後ますますICT機器の活用は当然のこととして求められるようになっていくであろう。しかしむやみにICT機器を活用すれば良いというわけではない。手元にある教具をいつ、どのように使用するのかについては、教師が目の前の子どもたちの姿や授業の内容、その他の諸条件から総合的に考え、判断する必要がある。この判断力こそが、教師の専門性として求められるものである。

最後に、道徳教育とICT活用に共通して教師に求められる力として、学校教育の全体を俯瞰しつつ、子どもたちの姿をこまやかに捉え、試行錯誤をしながら教育実践を調整する力が挙げられるであろう。

道徳教育も情報活用能力の育成も、学習指導要領において科目等横断的にかつ学年や学校階梯を縦断して行うべきものであるとされている。したがって他の教科と比較しても道徳教育やICT活用は、科目の枠組みや小学校・中学校という学校階梯を越えて、教育全体を意識しながら展開することが求められるであろう。こうした俯瞰的な視点を得るために、また教育改革の動向もおさえながら学校教育全体を見渡すことができるように、教師は生涯にわたって学び続ける必要がある。さらに学校教育を総合的に捉えるためには、様々な立場や視点の教員が連携し、チームとして学校教育を計画し運営していくことも重要であろう。

こうして学校教育を全体的に捉えると同時に、実践を構想し展開する際には目の前の子どもたちの姿を意識的に大切にする必要がある。本稿でも描かれていたように、教師は具体的な子どもの姿から、いつ・どの場面・誰に対して・どのような声かけをすることが道徳教育として良いのかと悩み、書画カメラを活

用しながらも時には手元に子どもたちを呼び寄せて一緒に実物をのぞきこみ、試行錯誤をしながら実践を展開していた。授業時間の確保に苦労したことも、子どもを置き去りにせず丁寧に授業を進めたからこそであろう。そこには新任教師ならではの難しさや大変さもあったと考えられるが、教員歴が長くなっても子どもたちの姿から実践を調整する力は求められる。

変化の時代にあって、一見すると教師に求められる「力」も急速に変わりつつあるように感じられるだろう。しかしながら、学校教育の全体像を捉えつつ、目の前の子どもたちにとって何が必要であり、何が有効であるかという視点から教育実践を考え、試行錯誤し、調整する力は、時代を越えて教師に求められるものである。また、こうして教育実践について試行錯誤し続けること自体が、教師が教師である限り展開する学びであり、その学びを通してこそ教師に求められる力は向上するのではないだろうか。

《以上、星川が分担執筆》

引用・参考文献

- 星川佳加「初等中等教育におけるICTの位置づけと課題—文部科学省の政策を手掛かりに—」神戸大学大学院人間発達環境学研究科『教育科学論集』2023年2月、pp.1-8。
- 文部科学省『『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）（中教審第228号）』2021年。
- 文部科学省『『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について～『新たな教師の学びの姿』の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成～（答申）（中教審第240号）』2022年。
- 文部科学省「教育振興基本計画（第4期）」2023年。
- 文部科学省「小学校学習指導要領解説 特別の教科 道徳編」2017年。
- 文部科学省「中学校学習指導要領解説 特別の教科 道徳編」2017年。
- 文部科学省「小学校学習指導要領（平成29年告示）解説 総則編」2017年。
- 文部科学省「中学校学習指導要領（平成29年告示）解説 総則編」2017年。
- 文部科学省「高等学校学習指導要領（平成30年告示）解説 総則編」2018年。

資料① オムそばの作り方

①切る

- ・キャベツ
→ 千切り
- ・もやし
→ 細かく
根をとる。

②いためる

- ・溶き卵を入れる。
- ・いためた具材を卵で包む。
→ 無理ならぐちゃぐちゃ

①切る

- ・ベーコン
→ 細かく
- ・中華めん
→ 細かく

③盛り付け

- ・お好みで、ウスターソース
マヨネーズ。

②いためる

- ・切った具材を入れる。
- ・中華めんにソースをからませる。
- ・一度お皿に取り出す。

謝辞

本研究は、住友生命第15回「未来を強くする子育てプロジェクト」の助成を受けたものである。

¹ 文部科学省『『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について～『新たな教師の学びの姿』の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成～（答申）（中教審第240号）』2022年。

² 同上。

³ 文部科学省『『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）（中教審第228号）』2021年。

⁴ 文部科学省「小学校学習指導要領解説 特別の教科 道徳編」2015（平成27）年、「中学校学習指導要領解説 特別の教科 道徳編」2015（平成27）年、p.3。

⁵ 同上。

⁶ 文部科学省「小学校学習指導要領（平成29年告示）解説 総則編」及び、文部科学省「中学校学習指導要領（平成29年告示）解説 総則編」及び、文部科学省「高等学校学習指導要領（平成30年告示）解説 総則編」。近年の初等中等教育におけるICT活用については星川佳加「初等中等教育におけるICTの位置づけと課題—文部科学省の政策を手掛かりに—」神戸大学大学院人間発達環境学研究科『教育科学論集』2023年2月、pp.1-8。

⁷ 文部科学省「教育振興基本計画（第4期）」2023年。

⁸ また、現在「義務教育9年間を見通した教員免許の在り方」が検討されているところである。そのなかで、特に外国語、理科、算数、体育等が専科指導優先実施教科として想定されている。これに対して本稿で焦点をあてる道徳教育及びICTの活用に関しては、少なくとも現時点では、いずれの科目を専門とする教員であっても児童生徒に対して指導できる力をつけることが求められる。

⁹ 例えば「特別の教科 道徳」推進のため、文部科学省は特設サイト「道徳教育アーカイブ」を設置しており、「実践事例」として授業映像や指導案を掲載している

（<https://doutoku.mext.go.jp/>）。ICT活用に関しては特設ページ「StuDX Style」で「各教科等における1人1台端末の活用」に関する事例を紹介している他

（<https://www.mext.go.jp/studxstyle/index2.html>）、YouTube 文部科学省公式動画チャンネルで「各教科等の指導におけるICTの効果的な活用に関する解説動画」を配信すると共に、ホームページに資料を掲載している

（https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/mext_00941.html）。